

多彩な文化と自然を活かして、多様で豊かな生活を楽しめる中国圏

18 国営備北丘陵公園の整備の推進について

（関係省庁）国土交通省

[1] 趣 旨

国営備北丘陵公園は、中国地方初の国営公園として、平成7年4月に「ひばの里」を中心に一部開園され、平成11年6月の「星の里」のオートキャンプ場、平成15年4月の「つどいの里」の開園、平成20年4月の「みのりの里」の一部開園を経て、現在、計画面積約340haのうち約222haが供用されている。

引き続き、この公園は、広域的かつ多様化するレクリエーションや、地域とのふれあい、文化活動等に対処するためにも、計画的に整備を進めていくことが望まれている。

については、この公園の着実な整備を促進すること。

[2] 事業概要

- 1 事業主体 国土交通省
- 2 位 置 広島県庄原市
- 3 事業内容 計画面積 約340ha（うち約222haについて一部開園）
 - ・基本ゾーニング
 - ひばの里、つどいの里、水辺の里、星の里、木もれびの里、みのりの里、センターエリア等

19 流域下水道整備事業の推進について

(関係省庁) 国土交通省, 総務省

[1] 趣 旨

地方の豊かな水環境を保全し、住民の快適な生活環境を実現するためには、下水道の整備を進める必要がある。特に、中国地方においては、瀬戸内海をはじめ、児島湖、東郷池、中海及び宍道湖等の閉鎖性水域を含む流域において水質の保全を図ることは、重要な課題となっている。

については、次の下水道事業の整備促進を図るための財源確保を行うこと。

[2] 事業概要

【天神川流域下水道事業】

事業名	事業主体	事業内容			
		全体計画 面積	全体計画 人口	20年度末整備状況	
				面積	人口
天神川流域下水道事業	鳥取県	ha 2,733	万人 6.2	ha 1,831	万人 5.7

事業名	総事業費 (事業期間)	21年度までの 事業費累計	21年度 事業費	22年度 事業費	22年度 事業内容
天神川流域 下水道事業	百万円 44,300 (昭和48~平成35年度)	百万円 41,236	百万円 178	百万円 365	処理場・管路改築
流域関連 公共下水道 事業	97,771 (昭和52~平成27年度)	69,172	280	360	管路整備・改築

【宍道湖流域下水道事業】

事業名	事業主体	事業内容			
		全体計画 面積	全体計画 人口	20年度末整備状況	
				面積	人口
宍道湖流域下水道事業	島根県	ha 11,583	万人 33.1	ha 7,170.5	万人 23.5

事業名	総事業費 (事業期間)	21年度までの 事業費累計	21年度 事業費	22年度 事業費	22年度 事業内容
宍道湖流域 下水道事業	百万円 138,715 (昭和48年度~)	百万円 108,816	百万円 1,351	百万円 1,729	処理場改築
関連公共 下水道事業	314,000 (昭和48年度~)	230,791	4,837	5,558	松江市外2市2町 管渠整備

【児島湖流域下水道事業】

事業名	事業主体	事業内容			
		全体計画 面積	全体計画 人口	20年度末整備状況	
				面積	人口
児島湖流域下水道事業	岡山県	ha 18,815	万人 67.0	ha 7,620	万人 41.3

事業名	総事業費 (事業期間)	21年度までの 事業費累計	21年度 事業費	22年度 事業費	22年度 事業内容
児島湖流域 下水道事業	百万円 153,000 (昭和53年度~)	百万円 104,411	百万円 3,141	百万円 1,800	水処理施設建設工事 (21, 22年度事業費に は改築更新費を含む)

【太田川・芦田川・沼田川流域下水道事業】

事業名	事業主体	事業内容			
		全体計画 面積	全体計画 人口	20年度末整備状況	
				面積	人口
太田川流域下水道事業	広島県	ha 5,274	万人 32.5	ha 3,513	万人 25.0
芦田川流域下水道事業	〃	15,051	47.8	5,393	23.0
沼田川流域下水道事業	〃	3,508	9.7	1,151	3.3

事業名	総事業費 (事業期間)	21年度までの 事業費累計	21年度 事業費	22年度 事業費	22年度 事業内容
太田川流域 下水道事業	百万円 140,199 (昭和53年度~)	百万円 109,089	百万円 1,180	百万円 2,236	処理場の増設工事
芦田川流域 下水道事業	136,231 (昭和49年度~)	97,697	1,865	526	処理場の増設工事
沼田川流域 下水道事業	50,000 (平成2年度~)	31,710	376	109	管渠工事

20 過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定と中山間地域の総合対策の充実強化について

(関係省庁) 内閣官房，内閣府，総務省，財務省，文部科学省，農林水産省，林野庁，経済産業省，国土交通省，環境省

[1] 趣 旨

過疎・中山間地域は，農地，森林等の資源を多く有し，食料・水・エネルギーの供給，二酸化炭素の吸収，土砂災害の防止，水源のかん養，美しい景観の保全などを通じて，都市住民の生活や産業活動を支えるとともに，健全な国土の形成に寄与している。

また，豊かな自然・歴史・文化・伝統と温もりのある人間関係が残る貴重な地域であり，訪れる都市の人々に潤いと癒しをもたらすなど，都市と過疎・中山間地域は，共に支え合う「共生・互恵」の関係にある。

しかしながら，過疎・中山間地域の実態は，若年者をはじめとする人口の流出，農林水産業の衰退，耕作放棄地や荒廃森林の急増に加えて，近年の急激な社会経済情勢の変化により，集落機能の低下，医師不足，生活交通問題，情報通信格差などの新たな課題が顕在化し，消滅の危機に瀕する集落も多数生じているなど過疎・中山間地域を支えてきた住民生活の維持さえ困難な極めて厳しい状況となっている。

このため，新たな法律を制定し，引き続き総合的な対策を推進する必要がある。また，市町村合併により行政区域が拡大しているため，地域の実態を踏まえた地域要件とする必要がある。

また，国土形成計画の「全国計画」において位置付けられた中山間地域の存在意義を踏まえ，都市部と中山間地域双方の課題解決を図るため，都市部の諸課題の解決に向けて都市再生基本方針のもと関係省庁が協力して取り組んでいるものと併せ，中山間地域の活性化についても国における総合的な施策を推進することが必要である。

[2] 内 容

1 過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定

(1) 過疎地域の存在意義と役割を明確にした新たな法律の制定

過疎地域の存在意義と果たす役割を踏まえ，過疎地域が健全に維持され，その機能を発揮し続けることが都市を含めた国民全体の安心・安全な生活の実現につながるということについて国民の合意形成を図るとともに，この「共生・互恵」の意義と役割に基づいて，新たな法律を制定すること。

(2) ソフト施策や広域的な機能連携などを重視した総合的な対策の推進

新たな過疎対策は，引き続き真に必要となる社会基盤整備とともに，農地・森林の管理・利用対策，安心・安全な地域生活確保対策，地域資源を活用した産業振興・雇用対策，都市との交流対策を大きな柱とし，多様な主体との連携・協働，ソフト対策や広域連携対策などの視点

を重視した、分権社会にふさわしい地域が主役となった総合的な対策とすること。

(3) 地域の実態を反映した地域指定

地域要件については、市町村合併の進展による行政区域の広域化等を踏まえ、市町村の単位だけでなく、地域の実情を反映すること。

(4) 過疎地域に対する財政措置等の充実強化

新たな過疎対策を推進するために必要な多様な財政需要に対応するため、過疎地域の実情に即した規制緩和や税財政制度の見直し及び過疎債の有効活用など、幅広い観点からの税制、金融、財政措置を講じること。

特に、過疎市町村は、財政基盤が脆弱であり、財源の多くを地方交付税に依存していることから、将来にわたり安定的な行財政運営が確保されるよう、地方交付税の財源調整・財源保障機能を一層充実強化し、財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。

また、産業、医療、交通の分野など市町村単独では対応が困難な課題に対し、隣接する市町村等との広域的な総合対策を行うことができる仕組みと財政措置を講じること。

2 中山間地域の総合対策の充実強化

(1) 総合的な窓口の設置等

中山間地域の概念を統一し、省庁間の調整を行う総合的な窓口を設けるとともに、中山間地域の維持・活性化に向けた基本方針を定めること。

(2) 国庫補助事業の弾力的運用

中山間地域の市町村は財政力が弱いことから、特性に応じた事業が実施できるよう、所要の財源を確保するとともに、地域差による採択要件の設定、補助対象の制限緩和など、国庫補助事業の弾力的な運用を図ること。

(3) 都市住民の交流や移住の促進

都市住民と中山間地域の交流や移住を促進するため、移転者に対する税制上の特例や中山間地域の地方公共団体が進める交流・移住施策に要する財源を措置すること。

また、企業が中山間地域で社会貢献や交流活動を推進するよう、経済団体の理解のもと、一昨年設立された全国組織「移住・交流推進機構」等の活動を通じ、国民的な運動として進めること。

(4) 地域資源を活用した産業振興施策の充実強化

中山間地域での定住に不可欠な安定的な所得を確保できる雇用の場づくりのため農林水産業と他産業との融合・複合化による新たな産業興しや地域資源を活用した産業振興に向けた生産体制整備、商品開発及び販路開拓などへの支援策を一層充実・強化すること。

(5) 企業立地の促進策の実施

中山間地域において、魅力ある雇用の場を確保するため、中山間地域に立地する企業に対して、土地、建物、構築物、機械設備等の投下固定資本への助成や低利融資等を行う制度を創設するなど、中山間地域における企業立地の促進のための抜本的な産業政策を講じること。

(6) 野生鳥獣による被害防止対策の充実

近年、中山間地域においては、イノシシ、ニホンジカ、カワウなど、野生鳥獣の個体数の著

しい増加や分布の拡大による農林水産業、生活環境等への被害が依然として高止まり傾向にあり、被害地域も拡大している。

このため、野生鳥獣による被害の根本的解決を図るため、関係省庁の密接な連携のもと、科学的・計画的な保護管理技術等を確立し、実効性ある被害防止対策を講じること。特に、カワウ等、県域を越えて広域的に分布する種については早期に国が中心となって広域保護管理指針を策定すること。

(7) 農林地の所有権のあり方の再構築

集落規模が縮小していく中、所有者が不在の農地や森林及び宅地・家屋が増えるとともに、境界の確認も困難になりつつある。こうした実態を把握し、今後の所有権と利用・保全のあり方について、早期に検討を進めること。

(8) 環境学習や体験プログラムの推進

中山間地域が持つ公益的機能についての国民的合意形成のため、環境学習や体験プログラムの実施を積極的に推進すること。

(9) 中山間地域等直接支払制度の継続と充実・強化

「食料・農業・農村基本法」において、中山間地域振興の柱として導入された中山間地域等直接支払制度について、平成22年度以降も、自立的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた取組がより一層促進されるよう、本制度を継続するとともに、新しい制度設計に当たっては、地域の実情に即し、担い手の育成や集落間の連携促進に繋がる仕組みとするなど、充実・強化を図ること。

2 1 ^{しんじこ} 宍道湖・^{なかうみ} 中海における水質保全対策の推進について (関係省庁) 国土交通省, 環境省

[1] 趣 旨

宍道湖・中海は、優れた景観と豊富な水産資源をもたらす国民的財産であるが、その水質は依然として環境基準を達成していない。このため、湖沼水質保全特別措置法（湖沼法）に基づく湖沼水質保全計画を策定するなど水質浄化施策を推進中であり、今後さらに水質保全対策を実施するためには、国の支援が不可欠である。

については、次の事項について、必要な措置を講じること。

- 1 湖沼法指定湖沼における水質保全対策を積極的に推進すること
 - (1) ヨシ原、浅場及び藻場の造成等、湖岸域の環境改善への積極的な取り組み
 - (2) その他の効果的な湖沼直接浄化対策の調査検討
- 2 湖沼の水質改善を図るための調査研究を推進すること
 - (1) 非特定汚染源負荷対策を促進するための調査研究の充実強化
 - (2) 赤潮、アオコなどプランクトンの異常発生を防止するために必要な調査等の推進
 - (3) 湖沼の汚濁メカニズムについての総合調査の推進

2.2 河川総合開発事業等の推進について

(関係省庁) 国土交通省

[1] 趣 旨

治水事業は、国民の生命と財産を守る最も基本的な社会資本整備であり、国土保全上から、また、社会経済活動が麻痺するような事態を回避する観点からも、緊急かつ計画的に推進する必要がある。

中国地方においては、河川氾濫区域に都市が広がり、人口と資産が集中しており、洪水により交通、通信、ライフラインなどの都市機能が失われれば住民生活や社会経済活動に与える影響は計り知れないものがある。

また、水需要の増大と渇水被害に対応するためには、水資源の開発による用水の確保が、国土保全の観点と併せて極めて重要な課題となっている。

については、次の事業について早期完成が図られるよう必要な財源措置を講じること。

[2] 事業概要

【殿ダム（鳥取県）】

名 称	事業主体	位 置	総事業費	事 業 内 容
殿ダム	国土交通省	鳥取県 鳥取市 国府町 殿	億円 約950	<ul style="list-style-type: none"> ・事業期間：(昭和60年度～) ・多目的ダム：(洪水調節, 流水の正常な機能の維持, 水道用水, 工業用水, 発電) ・ダムの諸元：型式 ロックフィルダム 堤高 約75.0m 堤頂長 約294m 総貯水容量 1,240 万m³

【斐伊川及び神戸川の治水対策（島根県）】

名 称	事業主体	事業期間	位 置
志津見ダム	国土交通省	昭和58～平成22年度	飯石郡飯南町 出雲市
尾原ダム		昭和62～平成22年度	雲南市 仁多郡奥出雲町
斐伊川放水路		昭和56年度～平成20年代前半	出雲市
大橋川改修及び 中海・宍道湖の湖岸堤の整備		昭和57年度～	松江市外